

70歳以上の
みなさんへ

平成29年8月から、 高額医療費の上限額が 変わります

全てのかたが安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月1日から、70歳以上のかたの高額療養費の上限額が変わります。

高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、上限額が次のように変わります。

70歳以上のかたの上限額（月ごと）

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上のかた	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円※2>	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円※2>
一般	課税所得 145万円未満のかた(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回 44,400円※2>
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

国民健康保険に加入されているみなさんへ

これまで、国民健康保険の財政運営や、被保険者資格の管理などは市町村単位で行っていましたが、平成30年度から都道府県単位に変更します。同一県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の該当回数のカウントが引き継がれます。これによって表にある「多数回(44,400円)」に該当しやすくなるため、被保険者のみなさんの負担額が下がります。

※窓口はこれまでどおり、保険年金課(市役所1階)です。

■お問合せ 保険年金課 ☎0297(21)2187 直通